

＜地域における子どもの読書活動推進の目標指標＞

指標名	基準値 (H30 年度)	最終目標値 (R6 年度)
公立図書館における14歳以下の子ども 1人あたりの児童書年間貸出冊数 (県立図書館調査)	12.6 冊	14.6 冊
子どもの発達段階(乳幼児期・児童期・青年 期)に応じたイベントを実施している公立図 書館等の数 (県立図書館調査)	8 館	19 館
子ども司書を育成している市町村数 (社会教育課調査)	8 市町村 (R1 年度)	18 市町村
読書ボランティアなどを対象とした研修会を 実施している公立図書館等の数 (社会教育課調査)	9 館	19 館



【中学校・高等学校ビブリオバトル大分県大会の様子】

3 学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所等における取組

<幼稚園・保育所等の役割>

- ・幼稚園や保育所等は、園児にとって、家庭と同様に長い時間を過ごす場所であるため、乳幼児に読書の楽しさを伝える場としての役割が期待されています。
- ・保護者が忙しい家庭であっても、幼稚園や保育所等で日常的に読み聞かせを行うことで、より多くの子どもが、乳幼児期に、絵本や物語等の楽しさを体験することができるため、幼稚園や保育所等での読書活動は重要となっています。
- ・乳幼児期に、読書の楽しさと出会うために、幼稚園や保育所等においては、成長や発達に応じた絵本や紙芝居等を整備し、読み聞かせを日常的に行うなど、園児がいつでも本と触れ合うことができる環境を整えることが必要です。

<現状と課題>

- ・幼稚園や保育所等での読み聞かせは、ほぼ定着していますが、施設によっては蔵書の不足や子どもの本に詳しい職員がいない等の課題も抱えています。
- ・研修機会や情報提供の充実により、教諭や保育士自身が読み聞かせの大切さを理解し、保護者に読み聞かせの手法や本を紹介するなど、身近な読書アドバイザーとして、子どもと本との出会いを育む役割が期待されています。

<具体的な方策>

① 資料、設備の整備・充実 重点方針 1・4

県は、幼稚園・保育所等において、乳幼児が絵本や物語に親しむ機会が得られるよう、興味・関心、発達段階などに応じた絵本や紙芝居等の整備や読書スペースの設置が図られるよう市町村に働きかけます。

② 絵本等に親しむ機会の充実 重点方針 1・4

ア) 指導計画への位置付けの推進

県は、幼稚園・保育所等において、指導計画の中に発達段階に応じた絵本の読み聞かせ等を位置付け、乳幼児が絵本や物語、紙芝居等に一層親しむ機会を確保するよう市町村に促します。

イ) 家庭との連携による読書活動の推進

県は、幼稚園・保育所等において、保護者を交えたおはなし会の実施や発達にあった本を保護者に紹介して絵本を貸し出すなど、家庭と連携した読書活動の充実が図られるよう市町村に促します。

③ 幼稚園教諭、保育士等の資質向上 重点方針 3

県は、幼稚園教諭や保育士等が、研修会へ積極的に参加し、子どもの本への知識や読み聞かせ等の技能を高めるよう市町村に促します。

④ 公立図書館や読書ボランティア等との連携・協力の推進

重点方針1・4

県は、幼稚園・保育所等が、公立図書館や読書ボランティア等と連携して読み聞かせ等の活動がより充実されるよう市町村に働きかけます。

また、市町村立図書館と連携し、定期的に図書館を訪問する等の体験活動が図られるよう促します。

⑤ 異年齢交流による多様な読書機会の充実

重点方針2

県は、小・中・高校生が幼稚園・保育所等で読み聞かせを行う等の異年齢交流により、読書の楽しさを感じるきっかけとなるよう幼稚園・保育所等と地域の学校等との連携を促します。また、異年齢交流において、子ども司書の活用が図られるよう市町村に働きかけます。

(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組

<学校の役割>

- ・学校では、従来から各教科等における学習活動を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣の形成と情報活用能力の育成という大きな役割を担っています。
- ・学校教育法においては、義務教育の目標の一つに「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。
- ・平成29年及び平成30年に告示された学習指導要領においても、質の高い学びを実現するため、学校図書館の機能を活用して各教科等の授業改善に生かすことが必要とされ、学校における読書活動は重要視されています。
- ・学校においては、校長のリーダーシップのもと、司書教諭等が中心となり、学校全体で、組織的に学校図書館教育の充実に向けて取り組む体制を整備するとともに、学校図書館の計画的な活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実させることが求められます。
- ・学校図書館には、読書活動や読書指導の場である「読書センター」、学習活動を支援し学びを深める「学習センター」、情報活用能力育成のための授業支援を行う「情報センター」としての役割に加えて、昼休みや放課後に心穏やかに自分の時間を過ごせる「子どもの心の居場所」としての役割も注目されています。

＜現状と課題＞

- ・学校での読書活動は、学校教育活動として一斉に読書時間を確保することができるため、多様な本との出会いや読書習慣を定着させていく上で重要となります。大分県では、中学校での一斉読書の実施率が、全国平均より低い傾向にあります。不読者が増える傾向にある中学校・高校においては、より重点的に学校での読書活動を充実させる必要があります。
- ・小・中学校における学校司書の配置は、専任・兼任ともに充実したものの、配置状況は地域によって差が見られます。また、11学級以下の学校の司書教諭の配置は、公立小学校で1.7%（全国28.7%）、公立中学校で2.4%（33.5%）（平成28年度・文部科学省調査）と、全国的にも低い状況にあるため、配置の一層の充実が望まれます。
- ・学校図書館は、「読書センター」「学習センター」「情報センター」として、学校教育の中核的な役割を担うことが求められています。大分県では、学校図書館を活用した授業を月に複数回実施している学校の割合が、小学校74.0%、中学校29.6%という状況です（平成28年度・文部科学省調査）。一方で、学校図書館の蔵書構成は、文学などの読み物が中心となっている傾向が強いため、地域の公立図書館の資料支援を受けながら、調べ学習に必要な資料を充実させていく必要があります。

＜具体的な方策＞

① 学校における体制づくりの推進 重点方針4

ア) 学校全体で取り組む読書活動推進の体制づくり

県は、学校において、すべての教職員が学校図書館の機能を活用した授業や取組を行えるよう、校長をはじめとする管理職、司書教諭および図書館担当教員、学校司書等が連携した校内組織の充実を図るよう促します。

また、学校図書館教育に関する校内研修の実施や校外研修への参加を促します。

イ) 教育計画および年間指導計画における位置付け

県は、学校において、長期的な教育ビジョンに立った学校図書館全体計画や学校図書館運営方針等の作成と、各教科等の年間指導計画の中に学校図書館の活用を位置付けることを促します。

ロ) 年間活動計画作成の促進

県は、学校において、学校図書館の年間活動計画の作成を促すとともに、すべての教職員が共通の意識を持って実施するよう働きかけます。

ハ) 学校図書館の計画的な利用の促進

県は、学校において、各教科、総合的な学習の時間、特別活動※等の教育活動全般にわたって学校図書館の計画的な利用を促します。

ニ) 学校図書館についての情報提供の充実

県は、国等の学校図書館に関する情報を収集し、ホームページ等を通じて、学校へ情報提供を行います。

② 学校における読書活動の充実 重点方針 1・2・4・5

ア) 各教科等における読書活動の促進

県は、学校において、読書の意義を児童生徒へ伝え、各教科等の授業に関連する本を紹介するなどの取組が充実するよう、学校司書と教職員の連携強化を働きかけます。

イ) 一斉読書等の読書活動の推進

県は、学校における朝読書や読み聞かせ、ブックトーク※等の日常的な一斉読書活動を引き続き推進し、教育課程に関する研究会や各学校の研究会等の場で助言や取組事例の提供を行います。

また、全校読書集会や図書館まつり、ビブリオバトル大会など、魅力のある読書行事が学校で展開されるよう促します。

ロ) 推薦図書等の選定・活用

県は、子どもの読書の質を高めるため、子どもの発達段階に応じて選定された県立図書館推薦図書リスト等の情報を発信し、活用を呼びかけるとともに、学校独自の推薦図書の選定に取り組むよう働きかけます。

ハ) 先進的な取組の紹介による読書活動の推進

県は、学校図書館関係者の研修会等で、学校の読書活動の先進的な取組を紹介し、各学校における多様な読書活動の展開を促します。

ニ) 図書委員会活動の活性化

県は、児童・生徒が主体的に学校図書館の運営や読書行事に関わることで読書への関心を高めるよう、図書委員会の活動の活性化に向けた助言や情報提供に努めます。

ホ) 児童・生徒同士で交流する読書活動の推進

子どもの年齢が上がるにつれ、同世代の者から受ける影響が大きくなることから、県はビブリオバトルや読書会（集団読書）※、上級生と下級生のペア読書（リーディング・バディ）※など、図書委員や「子ども司書」の活用を図りながら、読書の楽しさを子ども同士で共有する取組の実施を学校へ働きかけます。

また、異年齢・異校種間の読書交流を推進し、本を介したコミュニケーションや多様な本と出会う機会の充実を促します。

③ 図書館を活用した授業の充実 重点方針 4

県は、学校図書館を授業に効果的に活用して学びを深める学習活動が展開されるよう、学校において、児童・生徒に図書やインターネットを使った情報の探し方や図書館の使い方が指導され、読解力や情報活用能力の育成が図られるよう促します。また、学校において、新聞を教材として活用する活動（NIE※）等、図書館資料を活用した学習活動が展開されるよう促します。

④ 学校図書館の整備・充実 重点方針 1・4

ア) 蔵書の整備・充実

【小学校・中学校において】

国は、各市町村に対して、第5次「学校図書館図書整備5か年計画」（平成29年～令和3年）により、学校図書館図書標準を達成するための学校図書館の図書整備、新聞配備（1校あたり小学校1紙、中学校2紙、高校4紙）、学校司書の配置について、地方財政措置を講じています。

県は、市町村に対して、必要な予算措置を講じ、図書館資料の整備・充実を図るよう促します。また、学校において、学校図書館図書標準を達成するだけでなく、情報が古くなった資料の適切な更新や除籍を促します。

【高等学校等において】

同計画により、新たに高校への新聞購入費（1校4紙）が組み入れられたことから、県立高校等に新聞が4紙以上配備されるよう努めます。

イ) 計画的な資料収集と選定の組織づくり

県は、学校において、学校司書・司書教諭等および複数の教職員からなる組織をつくり、適切な資料の選定や計画的な購入が行われるよう学校に働きかけます。

ロ) 施設・設備の整備・充実

県は、学校図書館において、児童・生徒の来館意欲や読書意欲を喚起する施設・設備の充実を図るとともに、余裕教室などの有効活用等による読書スペースの整備・充実、学級文庫の設置など、来館しなくても常に本を手にとることができる読書環境づくりの工夫を促します。

ハ) 学校図書館の情報化の促進

県は、市町村に対して、蔵書のデータベース化（電算化）やインターネット回線の整備等、学校図書館の環境が改善されるよう働きかけます。

⑤ 学校図書館の人的配置の推進 重点方針 3・4

ア) 司書教諭の発令の促進

県は、11学級以下の学校においても司書教諭が配置されるよう、司書教諭の資格取得推奨を市町村へ働きかけます。

イ) 司書教諭等の役割の明確化

県は、学校において、校長のリーダーシップのもと、司書教諭等が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促すとともに、司書教諭等の役割について理解が図られるよう努めます。

ウ) 学校司書の専任配置の促進

学校図書館には、子どもと本をつなぐ専門的職員として、常駐の学校司書が必要です。学校司書が学校図書館を整備し、子どもが自主的に学べる環境を整え、司書教諭等と連携して様々な読書活動を企画・運営し、学習活動を支援することが学校図書館の役割を果たす上で有効です。

【小学校・中学校において】

国は各市町村に対して、平成29年度から、1.5校に1名程度、地方財政措置により、学校司書配置に必要な予算措置を講じています。

県も、学校司書の小・中学校への専任配置を市町村へ働きかけます。

【高等学校等において】

県立高校等においては、全校に学校司書が専任配置されています。

県は、学校図書館の一層の活用を図るため、今後も学校司書の配置の継続に努めます。

イ) 学校司書と司書教諭等の連携の促進

県は、研修会等での連携事例の紹介や先進校における取組の普及等を通して、学校司書と司書教諭等の連携を図ります。

カ) 研修等の充実

【小学校・中学校において】

県は、各市町村教育委員会において、司書教諭等や学校司書の情報共有や資質向上のための研修が計画的に実施されるよう促します。

【高等学校等において】

県は、学校図書館に関する情報提供や学校図書館の活用及び運営等に関する研修を行うことにより、司書教諭と学校司書をはじめ、校長や教頭などの管理職、一般教職員の資質向上と意識の醸成を図ります。

⑥ 家庭・地域との連携による読書活動の推進 重点方針4・5

ア) 公立図書館との連携の推進

県は、公立図書館の司書による学校での読み聞かせやブックトークの実演、読書活動や学習成果物等の公立図書館での展示会開催など、学校が公立図書館と連携し、多様な読書活動の展開が図られるよう促すとともに、学校と公立図書館とが連携した先進事例を研修やホームページ等で紹介します。

また、県は、公立図書館と学校図書館とのネットワーク化を促し、地域における図書の所蔵情報と資源の共有化を図ります。

イ) 家庭との連携の促進

県は、学校において、学校だより等を活用した家庭への読書啓発や、親子でのペア読書や読書リレー（学級内で本をリレーして親子で読む）等、学校と家庭が連携し、親子で読書の時間を共有するきっかけとなる取組の実施を働きかけます。

ウ) 地域学校協働活動推進員等による地域のボランティアや PTA との連携の促進

県は、学校において、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等との連携を促進し、地域のボランティアや P T A（保護者）の協力による読み聞かせ等の導入が図られるよう働きかけます。

イ) 学校図書館の適切な開放の促進

県は、小学校・中学校・高等学校や地域の実情に応じて、学校図書館の地域住民への開放が進むよう促します。

⑦ 障がいのある子どもの読書活動の推進 重点方針 1・3・4

ア) 読書指導の充実

ア 教職員の専門性の向上

県は、障がいの状態や発達段階に応じた読書活動、読書環境の工夫など優れた実践事例の紹介等により、教職員の意識の向上を図ります。

また、専門的な理解や技能を得ることができるよう、教職員へ研修会等への参加を促すとともに、その内容の周知に努めます。

イ 障がいの状態に応じた読書活動の充実

県は、個々の障がいの状況に応じて、読み聞かせやパネルシアター等が工夫して実演され、学習や日常生活の中で本に触れる機会が多く提供できるよう研修会等を通じて働きかけます。

ロ 読書ボランティア等への支援の充実と連携の促進

県は、障がいのある子どもへの読み聞かせ等、ボランティア活動を支援するために、読書ボランティア団体が障がいについて学ぶ、研修機会の充実を図ります。

イ) 学校図書館の整備・充実

ア 障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の充実

各特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、知的障がいと対象としている障がいが異なることから、障がいから生じる困難さを解消するためには、障がいの状態に応じた読書に関するニーズを把握した上で整備を進める必要があります。

県は、障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験することができるよう、子どもの様々な障がいの状態や発達段階に応じた図書資料等の選定と読書活動のための補助用具の整備に努めます。

また、マルチメディア D A I S Y（デイジー）図書や電子書籍等は、障がいのある子どもにとっても有効であるため、読書活動を広げるツールとして、特別支援学校等での活用に向けて検討します。

イ 読書環境の整備・充実

障がいのある子どもへの図書資料等が不足する学校に対しては、公立図書館から必要な図書資料の提供を受けることで、読書環境の充実を促します。

り) 学校司書の配置促進

特別支援学校において、子どもと本をつなぐ専門職員である学校司書が配置され、子どもの一人ひとりの特性に合わせた読書支援によりすべての子どもが豊かな読書体験を享受できるよう、未配置校への学校司書の配置促進に努めます。

<学校における子ども読書活動の目標指標>

指標名		基準値 (H30 年度)	最終目標値 (R6 年度)
再掲(家庭) 1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合 (小・中学校：学力定着状況調査、 高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小5	6.1%	1%
	中2	17.4%	7%
	高1	35.0%	25%
再掲(家庭) 読書が好きな児童生徒の割合 (小・中学校：全国学力・学習状況調査及び県調 査、高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小6	74.4% (H29 年度)	82%
	中3	67.8% (H29 年度)	77%
	高1	59.4%	67%
全校一斉の読書活動を 週1回以上実施している学校の割合 (小・中学校：学校図書館教育の現状に関する調 査、高校：社会教育課調査)	小学校	95.4% (H28 年度)	100%
	中学校	52.0% (H28 年度)	80%
	高等学校	35.0% (H28 年度)	40%
学校図書館を活用した授業を学期に複数回計 画的に実施している学校の割合 (学校図書館教育の現状に関する調査)	小学校	97.2%	100%
	中学校	86.9%	100%
学校図書館図書標準を達成している 学校の割合 (学校図書館教育の現状に関する調査)	小学校	81.0% (H28 年度)	100%
	中学校	67.2% (H28 年度)	100%

4 普及啓発活動

(1) 読書への関心を高める普及啓発活動の充実

<現状と課題>

- ・子どもの読書推進に関わる県事業等により、子どもや保護者の読書への関心は高まりつつありますが、まだ十分とはいえません。様々な場や媒体により、読書活動の意義や重要性への理解促進を図り、全県的な子どもの読書活動推進の気運を醸成することが求められています。
- ・読書を楽しむ子どもを増やすためには、子ども自身に働きかけ、読書の楽しさを知るきっかけとなる啓発的取組が必要です。
- ・普及啓発活動を全県に広げるため、市町村や関係団体等と連携・協力する体制を強化することが求められています。

<具体的な方策>

① 子どもの読書への関心を高める取組の充実 重点方針2

ア) 子ども読書リーダー（子ども司書等）の育成

県は、子どもの読書リーダーを育成し、学校や地域の図書館での活動を通じて、子どもから子どもへ読書の楽しさを伝える取組を推進します。

イ) 本の魅力を同世代に伝える取組の推進

県は、ビブリオバトルや本の内容を紹介するカードの作成など、子ども同士で本を薦めあう取組を学校等へ紹介し、子どもの読書への関心を高めるように努めます。

② 普及啓発活動の推進 重点方針5

ア) 「子ども読書の日」を中心としたイベント等による普及啓発

「子ども読書の日」（4月23日）及び「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）に、県立図書館において子どもが読書に親しむための行事を開催するとともに、市町村立図書館や学校等へも取組を促します。

また、子どもの読書活動を推進する関係者などが交流するイベント等の開催により、子どもの読書活動に対する理解の促進を図ります。

イ) 優れた取組の奨励

国の表彰制度等により、特色ある実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰し、優れた取組の奨励を図ります。

ウ) 各種媒体による広報活動の推進

県は、読書イベントや読書ボランティア団体の活動をはじめ、子どもの読書活動に関する情報をホームページで公開します。

また、読書活動の意義及び重要性などについての普及啓発を図るためリーフレットや広報紙の発行、マスメディア等を通じて、広く県民に情報提供を行います。

エ) 読書活動を通じた郷土愛の育成

県は、市町村と協力しながら、大分県の先人の功績や歴史・風土等、郷土の魅力を知る本を紹介し、読書を通じて郷土への愛着を育みます。

第5章 推進施策の効果的な実施に向けて

1 推進体制の整備

(1) 県の推進体制の充実

学校、図書館、市町村、民間団体等の関係者からなる「大分県子ども読書活動推進連絡会議」を定期的開催し、学校・家庭・地域の連携・協力の在り方についての検討や情報交換等を行い、その成果を活かしながら施策の効果的な推進に努めます。

また、子どもの健やかな成長をめざし、庁内部局関係課相互の密接な連携を図るとともに、市町村、関係機関、民間団体等との連携を深め、施策を総合的、計画的に推進します。

(2) 市町村との連携・協力体制の強化と推進計画更新の働きかけ

子どもの読書活動推進に関する施策の総合的な推進を図るため、県と市町村がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力を努めます。

県においては、市町村が実施している子どもの読書活動推進に関する様々な情報を収集し、各市町村に提供することにより、市町村間の連携・協力体制の整備が推進されるよう努めます。

また、市町村に対して、各地域の特性を生かした推進計画が更新されるよう働きかけます。さらに、策定された「子ども読書活動推進計画」の評価・検討が行われ、計画が確実に実行されるよう促します。

2 計画の進行管理及び目標指標

本計画の効果的な実現を図るため、施策の進捗状況や目標指標（別表）の達成状況等を検証し、「大分県子ども読書活動推進連絡会議」に報告して評価・検討し、その内容を踏まえて必要な見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。なお、4章における推進方策及び数値目標は、学校・家庭・地域ごとに述べてきましたが、本県では各々が個別に取り組むのではなく、三者が連携・協力し取り組めるよう推進体制を整備し実行していきます。

【別表】第4次計画における目標指標一覧（総括）

番号	項目	指標名		基準値 (H30年度)	最終目標値 (R6年度)
1	家庭	1か月に1冊も本を読まない 児童生徒の割合 (小・中学校：学力定着状況調査, 高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小5	6.1%	1 %
			中2	17.4%	7 %
			高1	35.0%	25 %
2	家庭	読書が好きな児童生徒の割合 (小・中学校：全国学力・学習状況調査及び県調 査, 高校：高校1年生の読書習慣に関する調査)	小6	74.4% (H29年度)	82 %
			中3	67.8% (H29年度)	77 %
			高1	59.4%	67 %
3	地域	公立図書館における14歳以下の子ども1人あたりの児童書年間貸出冊数 (県立図書館調査)		12.6冊	14.6冊
4	地域	子どもの発達段階(乳幼児期・児童期・青年期)に応じたイベントを実施している公立図書館等の数 (県立図書館調査)		8館	19館
5	地域	子ども司書を育成している市町村数 (社会教育課調査)		8市町村 (R1年度)	18市町村
6	地域	読書ボランティアなどを対象とした研修会を実施している公立図書館等の数 (社会教育課調査)		9館	19館
7	学校	全校一斉の読書活動を週1回以上実施している学校の割合 (小・中学校：学校図書館教育の現状に関する調査、高校：社会教育課調査)	小学校	95.4% (H28年度)	100 %
			中学校	52.0% (H28年度)	80 %
			高等学校	35.0% (H28年度)	40 %
8	学校	学校図書館を活用した授業を学期に複数回計画的に実施している学校の割合 (学校図書館教育の現状に関する調査)	小学校	97.2%	100 %
			中学校	86.9%	100 %
9	学校	学校図書館図書標準を達成している学校の割合 (学校図書館教育の現状に関する調査)	小学校	81.0% (H28年度)	100 %
			中学校	67.2% (H28年度)	100 %

＜補足資料＞ 第3次計画期間中における主な取組

1 家庭における取組

(1) 家庭における取組

① 保護者の読書活動への理解の促進

- 平成21年度に開設した子ども読書支援センター（県立図書館内）において保護者や子ども読書関係者を対象とした研修会等へ講師（子ども読書推進員）を派遣・紹介し、読み聞かせや読書の重要性を啓発しました。

○子ども読書推進員の派遣・紹介(平成21年度～)

- 県立図書館において、新聞や地域の子育て情報誌、県の情報誌等へ記事を定期的に掲載して年齢に応じた本を紹介したほか、乳幼児期からの読み聞かせの必要性や読書活動の重要性などについて紹介しました。

② 家庭における読書活動への支援

- 県教育委員会（社会教育課）では、家庭における読書習慣の形成を図るため小学校低学年・中学年・高学年向けに『チャレンジ読書日記』を3か年計画で発行し、県内の小学校へ配布しました。

○『チャレンジ読書日記』(小学校低・中・高学年用)の発行(平成28～30年度:社会教育課)



- 県立図書館において、保護者を対象に乳幼児への読み聞かせやわらべうたの体験講座、読書の重要性への理解を促進するための講座を実施し、家庭での読書活動の充実を図りました。

○「楽しもう! わらべうたで子育て講座」（平成27年度：県立図書館）※年1回

○「子どもを知ろう! 子育て講演会」（平成28年度：県立図書館）※年2回

- 県立図書館において、乳児から幼児向けの絵本と育児書のセットを宅配貸出するサービスを引き続き実施しました。

○児童書・育児書宅配サービス（平成21年度～：県立図書館）

- 県内におけるブックスタートの取組はさらに広がり、平成30年度では18市町村のうち16市町村が実施しています。赤ちゃんに絵本を手渡すだけでなく、図書館職員やボランティアによる読み聞かせを行うことにより、絵本でコミュニケーションをとる楽しさを保護者へ伝え、家庭での読み聞かせの充実につなげています。

○ブックスタートの実施・・・16/18市町村(平成30年度時点)

- ・平成27年度から、県と県内市町村において、地域の子育て支援サービスに使用できる「おおいた子育てほっとクーポン」（10,000円分）を就学前（初年度以降は新生児）の子どもがいる家庭へ配布しています。市町村独自のサービスとして、16市町村（平成30年度時点）で「読み聞かせ絵本の購入」が追加され、家庭に絵本がある環境づくりが支援されました。

○「おおいた子育てほっとクーポン」(平成27年度～)での絵本の購入支援の導入

・・・16/18市町村(平成30年度時点)



【国東市ブックスタート事業で読み聞かせをする子ども司書】

【『はじめよう わらべうた』

平成26年度:県立図書館】



2 地域における取組

(1) 図書館における取組

① 公立図書館の整備

- ・第3次計画中、県内4市町において図書館の新館建設やリニューアルが続き地域の子どもの読書環境において大きな充実が図られました。

【新館として開館した図書館】第3次計画中（平成26～30年度）

平成27年7月	日出町立図書館（新館）
平成29年5月	竹田市立図書館（新館）
平成30年3月	杵築市立図書館（新館）
平成30年4月	国東市国見図書館（国見保健福祉センター内へ移転）

② 読書に親しむ機会の提供

- ・県立図書館では、乳幼児向けのおはなし会の手引きとして『はじめよう わらべうた』を発行し、図書館や公民館、児童館などへ配布しました。

○『はじめよう わらべうた』の発行(平成26年度:県立図書館)

- ・県立図書館において、発達段階に応じたおはなし会を定期的を実施しました。中でも乳幼児向けのおはなし会のニーズは増しており、わらべうたを中心としたおはなし会（2～4歳児と保護者を対象）を新たに実施しました。

○「おはなし会2・3・4」の開始(平成27年度～:県立図書館)※2～4歳児と保護者を対象

- ・県立図書館において、県立病院小児科病棟に推薦図書を定期的に出し、入院中の児童・生徒の読書活動を支援しました。

○県立病院児童・生徒読書支援の開始(平成26年度～:県立図書館)

- ・県立図書館において、少年院や少年鑑別所等の矯正施設にいる子どもへ読書による自己への気付きや成長を目的に、図書の貸出や譲渡による施設の読書環境の充実などの支援を行いました。

○矯正施設等の子どもへの読書活動支援の開始(平成28年度～:県立図書館)

③ 子どもの読書に関するレファレンス・読書相談の充実

- ・ 県立図書館において、子どもや保護者、図書館職員、読書ボランティア、教員等からのレファレンス・読書相談に広く対応しました。

④ 子どもの読書活動に関する情報提供と支援の強化

- ・ 県立図書館（子ども読書活動支援センター）において、ホームページや窓口を中心に、子どもの読書活動に関する情報提供を行いました。

⑤ 図書館担当職員（司書）の研修の充実

- ・ 県立図書館において、全国や九州で開催される研修会・研究大会等に司書を積極的に派遣し、知識や技能等の習得に努めました。また、公立図書館等職員研修会を年間5～6回実施したほか、県内公立図書館等の職員を対象にした専門研修「児童サービス専門講座」を実施し、全県的な児童サービス担当職員の育成と質の向上をめざしました。

○児童サービス専門講座(平成26～28年度:県立図書館)※年2回

⑥ 障がいのある子どもに対する図書館サービスの充実

- ・ 県立図書館において、大活字本や点字つき絵本等に加え、平成28年度からマルチメディアDAISY（デイジー）図書の貸出を開始しました。
- ・ 県立図書館において、学校や団体が対象の団体貸出文庫内に、平成29年度にバリアフリー図書コーナーを設置しました。

⑦ 情報化の促進

- ・ 県内すべての公立図書館において、インターネットで所蔵情報が公開されました。また、県立図書館において、県内の公立図書館の所蔵を一括して検索できる横断検索を公開しています。
- ・ 障がいや居住地等により図書館を利用しにくい状況にある人への支援の可能性を探るため、県立図書館において電子書籍の試験導入を行い、ニーズや効果を検証しました。（平成30年度）

⑧ 公立図書館相互や関係機関との連携・協力の推進

- ・ 県立図書館において、県内の公立図書館と学校図書館の連携強化のため、「大分県図書館大会」を開催し、関係者の情報共有に努めました。

○大分県図書館大会の開催(平成26年度～:県立図書館)※年1回

⑨ 学校図書館との連携・協力の推進

- ・ 県立図書館では、県内どこからでも県立図書館の資料を利用できるよう、「大分県図書館情報ネットワーク（OLIB）」により所蔵情報を公開し、市町村立図書館を通じて、宅配による資料の貸出を継続して行いました。
- ・ 平成25年度からは、支援対象を公立図書館・県立学校のほかに、公立小中学校や私立学校、大学まで拡大し、学習や読書活動を支援しました。

○大分県図書館情報ネットワーク(OLIB)の対象を拡大(平成25年度～:県立図書館)

⑩ 読書ボランティアの養成と活動支援

- ・ 県立図書館において、講師（子ども読書推進員）の派遣による研修支援や、県外講師による連続講座等を実施し、関係者の資質向上に努めました。
 - 「子どもと本をつなぐ人のための講座」（平成 27～28 年度：県立図書館）※年 3～5 回
 - 「子どもと本をつなぐための講演会」（平成 29 年度：県立図書館）※年 1 回

⑪ 調べ学習等への対応の充実

- ・ 県立図書館において、休館日の図書館を学校の調べ学習に開放する「スクールサービスデー」の実施や、県内の図書館や学校への協力レファレンスを行いました。また学校司書と児童を対象に、調べ学習の効果的な方法を学ぶ「調べ学習講座」を実施しました。
 - スクールサービスデー（平成 25 年度～：県立図書館）
 - 調べ学習講座（平成 19 年度～：県立図書館）

⑫ 不登校児童・生徒への支援

- ・ 県立図書館において、図書館がもつ機能・環境を活用することで、不登校の児童・生徒の早期復帰の支援を行うため、県教育センター「ポランの広場」の生徒を定期的に受入し、図書館見学のほか、読み聞かせや調べ学習、職場体験の体験活動を行い、不登校の児童・生徒が本と親しみながら早期の学校復帰のきっかけになるよう支援を行いました。また、県での取組を市町村に広げ、希望する市町村へ実施の支援を行う「不登校児童・生徒図書館等活用推進事業」を実施しました。
 - 不登校対策「ポランの広場」図書館活動（平成 25 年度～：県立図書館）
 - 不登校児童・生徒図書館等活用推進事業（平成 28～30 年度：県立図書館）

（２）公民館における取組

① 読書に親しむ機会の充実

- ・ 県立図書館において、県内の読書ボランティアの情報をホームページで公開し、子育てルームや児童館、放課後児童クラブ等の子どもが集まる場において、読み聞かせ等の機会が充実するよう努めました。

② 読書環境の整備・充実

- ・ 県立図書館において、公民館や児童館等の施設へ長期に資料を貸出する支援（団体貸出）を行いました（1000冊まで・3か月間貸出）。

③ 職員の知識・技術の向上

- ・ 県立図書館が開催する公立図書館等職員研修会では、公民館図書室職員へも参加を呼びかけました。

(3) 読書ボランティアによる取組

① 情報収集・提供の充実

- ・ 県立図書館において、毎年、県内の読み聞かせグループ等のボランティア団体を調査し、情報をホームページで公開しました。

② 研修機会等の支援

- ・ 県立図書館及び県内公立図書館において、読書ボランティア団体のスキルアップや交流につながる各種研修や講座・講演等を開催しました。

③ 子ども読書に関わる機関や団体等のネットワークの構築

- ・ 県教育委員会（社会教育課）において、子ども読書関係者の連携強化をめざして「子どもと本をつなぐネットワークフォーラム」（平成26～28年度）を開催しました。また、フォーラムをきっかけに、地域で子ども読書関係者や団体のネットワーク化の動きが見られました。
- ・ 学校・家庭・地域が連携して子どもの読書活動を推進していくことをめざし県教育委員会（社会教育課）の呼びかけで、平成26年度、「子どもと本をつなぐネットワーク推進会議」が発足し、会議を重ねながら情報共有や交流を深めました。平成30年度からは、関係者が気軽に情報交換できる場を増やすため、「大分県子どもと本をつなぐ会」としてリニューアルし関係者の交流が継続しています。

○「子どもと本をつなぐネットワークフォーラム」(平成26～28年度)

○「子どもと本をつなぐネットワーク推進会議」(平成26～29年度)

○「大分県子どもと本をつなぐ会」(平成30年度～)

④ 「子どもゆめ基金」等の活用の促進

- ・ 国の民間団体に対する支援である「子どもゆめ基金」や各種財団事業による助成の情報を、公立図書館を通じて周知しました。

3 学校等における取組

(1) 幼稚園・保育所等における取組

① 資料・設備の整備・充実

- ・ 県立図書館では、幼稚園・保育園等の施設へ長期に資料を貸出する支援（団体貸出）を行いました（1000冊まで・3か月間貸出）。

② 絵本等に親しむ機会の充実

- ・ 幼稚園や保育所等での読み聞かせは概ね定着し、それぞれの施設において季節や行事にあわせた読み聞かせが、手あそびやわらべうたなどを取り入れながら行われました。

③ 公立図書館や保護者・読書ボランティア等との連携・協力の推進

- ・ 県立図書館の県内読み聞かせ等グループ調査では、幼稚園や保育所・子ども園を主な活動場所としている団体も見られ、地域の読書ボランティアと連携して園児が本と触れ合う時間をつくる取組が進められています。
- ・ 学校等と保育の現場が連携し、読み聞かせを学んだ児童・生徒が保育園等を訪問し、読み聞かせを実施する取組が多く見られるようになりました。

(2) 小学校・中学校・高等学校等における取組

① 学校における体制づくりの推進

【小学校・中学校】

- ・ 県教育委員会（社会教育課）において、小・中学校の学校図書館の開館体制の整備と活性化をめざして、「学校図書館活用教育支援事業」（平成26～28年度）を実施しました。事業のメインであるアドバイザー派遣（司書の専任配置がある小学校対象）では、モデル校へ民間の学校図書館アドバイザーを派遣し、1年間かけて、館内整備、蔵書の充実、読書活動の活性化、授業活用の促進を行いました。
- ・ 県の指導主事による学校訪問の際には、学校図書館に関する状況を把握するとともに、読書活動の推進についての指導と助言を行いました。

○「学校図書館活用教育支援事業」(平成26～28年度:社会教育課)

【高等学校】

- ・ 県教育委員会（高校教育課）において、県立高等学校の活性化を図るため、平成25年に教育委員会へ提出した提言「県立高等学校図書館の活性化・活用について」に基づき、「大分県学校図書館活性化推進プラン」（平成26～28年度）を実施し、校長、司書教諭、学校司書等の学校図書館関係者への研修会により学校図書館活用教育の体制作りと資質の向上を図りました。
- ・ 学校図書館活用教育に係る研究校（別府翔青高等学校）を指定して学校司書を2名配置し、学校図書館の活性化に向けて学校全体で組織的に取り組み、3年間の実践を県下の高校に普及しました（平成27～29年度）。

○「大分県学校図書館活性化推進プラン」(平成26～28年度:高校教育課)

○「県立学校図書館教育推進者研修」年3回(平成26～28年度:高校教育課)

○「県立臨時学校司書研修」年1回(平成26～28年度:県教育センター)

○研究指定校による取組の普及(平成27～29年度:高校教育課)

○「新任学校司書研修」年1回(平成29年度～:県教育センター)

○「図書館活用研修」年1回(平成29年度～:県教育センター)

② 読書習慣の確立・読書指導の充実

- ・ 「学校図書館活用教育支援事業」（平成26～28年度）において、小・中学校の学校司書等を対象としたスキルアップ研修会を県内6地区で年2回開催し、関係者の資質向上と読書指導の充実を図りました。

○「学校司書スキルアップ研修会」年2回×6地区(平成26～28年度:社会教育課)

- ・ 授業と関連した図書の紹介が容易にできるように、『授業に役立つ小学校ブックトークシナリオ集』（県教育委員会・社会教育課）を作成し、全小学校

へ配布しました（平成28年度）。

○『授業に役立つ小学校ブックトークシナリオ集』発行（平成28年度：社会教育課）

③ 学校図書館の整備・充実

- ・「学校図書館活用教育支援事業」（平成26～28年度）において、モデル小学校を中心に、授業で活用できる図書館をめざした資料収集について助言しました。
- ・学校図書館の蔵書のデータベース化（電算化）の取組は、小学校・中学校においては、地域差がありますが、全国平均より大きく進んでいる状況です。県立高校ではすでに全校整備されています。

（参考）【学校図書館の蔵書のデータベース化の状況】

対 象	平成26年度		平成28年度		平成30年度	
	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国
小 学 校	84.5%	71.5%	84.0%	73.9%	-	-
中 学 校	79.5%	69.7%	85.6%	72.7%	-	-
高 等 学 校	100 %	90.1%	100 %	91.3%	-	-

資料：学校図書館の現状に関する調査（文部科学省）

④ 学校図書館活用推進のための人的配置の推進

- ・「学校図書館活用教育支援事業」（平成26～28年度）において、学校図書館アドバイザー派遣等により学校司書の専任配置を推進したほか、学校司書の勤務を補完する学校図書館ボランティア派遣の経費支援を行い、小学校における学校司書の配置充実を推進しました。
- ・さらに各市町村が作成する学力向上アクションプランへの位置付けなどを通して、小・中学校における学校司書の専任配置を促しました。
- ・小・中学校における学校司書の配置は、兼任も合わせると平成28年度に配置校が100%となりました。また、学校司書の専任配置の割合も大きく向上しました。

⑤ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

- ・これから学校図書館で読書ボランティアとして活動する方々に向けてハンドブック等を作成しました。
- ガイドライン「変わる学校図書館 ひろがる学校図書館ボランティア」発行
- 「学校図書館ボランティアハンドブック」発行（共に平成26年度：社会教育課）

⑥ 障がいのある子どもの読書活動の推進

- ・「第4回大分県図書館大会」（平成29年度）のテーマとして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）に対応する学校図書館・公共図書館の在り方を設定し、関係者で課題を共有しました。
- ・県立図書館において、伊藤忠記念財団と共催し、公立・学校図書館関係者を

対象に「読書バリアフリー研究会」を実施しました（平成29年度）。

- ・県立図書館において、日本国際児童図書評議会（JBBY）と共催し、「世界のバリアフリー児童図書展－I B B Y選定バリアフリー児童図書2017－」として世界21か国のバリアフリー児童図書を展示しました（平成30年度）。
- ・県立図書館において、障がいの状態に応じた読書活動の充実のため、特別支援学校にマルチメディアDAISY（デイジー）図書など障がいを解消するため有効な媒体の導入が進められました。
- ・盲学校・聾学校以外の特別支援学校において、学校司書の配置が始まり、読書環境の整備や読書支援が促進されました。

（参考） **【県立特別支援学校における学校司書の配置状況】**

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
配置校数	1	1	3	3	3
未配置校数	15	15	13	13	13

資料：特別支援教育課

4 普及啓発活動

（1）普及啓発活動

① 普及啓発活動の推進

ア) イベント等による普及啓発活動の推進

- ・県教育委員会（社会教育課）において、読書イベント「子ども読書サミット」を実施し、子ども司書の取組発表や児童文学作家の講演により、楽しく読書の啓発を図りました。

○「子ども読書サミット」年1回（平成28年度～：社会教育課）

- ・「子ども読書の日」及び「こどもの読書週間」に、県立図書館をはじめ、県内の公立図書館や学校図書館において、子どもが読書に親しむ行事が開催されました。
- ・県の教育委員会広報誌『教育だよりおおいた』に読書関係の記事や学校向けのサービス、県立図書館の行事を掲載し、県内の小・中・高校生と保護者へ情報提供と啓発を行いました。

イ) 優れた取組の奨励

- ・国の表彰制度への推薦を積極的に行い、優れた取組の奨励を図りました。さらに、県教育委員会（社会教育課）において、自薦による「大分県子ども読書活動コンクール」を実施し、学校・図書館・団体の優れた取組を広く掘り起こし、実践例を広く紹介しました。

○「大分県子ども読書活動コンクール」の実施（平成25～27年度）

ウ) 各種媒体による広報活動の推進

- ・県立図書館において、SNS（フェイスブック）を立ち上げ、子ども読書関係の行事や展示などの情報をすばやく発信しました。
- ・県立図書館において、大分合同新聞や子育て情報誌「ワイヤーママ」「クルール」でお勧めの本の紹介や行事案内等を行いました。

- ・県教育委員会（社会教育課）では、中学生に読書の楽しさや大切さを啓発するチラシを作成し、県内の全中学生に配布しました（平成30年度）。
- ・県の広報番組に子どもの読書活動を毎年取り上げ、啓発しました。
- ・大分合同新聞の子ども版『GODOジュニア』に子ども司書がお勧め本をリレー連載し、同世代の子どもへ本を紹介しました（平成28年度～）。

② 子どもの読書への関心を高める取組

ア) 子ども司書（子ども読書リーダー）の育成

- ・県教育委員会（社会教育課）において、市町村教育委員会と協力し、県の子ども読書リーダーとして「大分県子ども司書」の育成を開始しました。育成にあたっては、図書館・学校・読書ボランティアが協力して取り組み、地域の子どもの読書関係者の連携をさらに深めました。
- ・1年かけて育成した子ども司書は、県内各地の公立図書館や学校の読書イベントへの協力や読み聞かせなどの活動を行い、県民へ広く読書の楽しさを伝えました。

○子ども司書育成事業(平成28年度～:社会教育課)



活動例【読書イベントで読み聞かせ（中津市）】 【ビブリオバトル大会を運営（佐伯市）】

(参考) 【大分県子ども司書 協力市町村数と育成人数】 ※平成28年度開始

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	累計
協力市町村数	6	10	12	/
育成人数	88人	83人	97人	

※3年間で全18市町村を対象にモデル実施

イ) 本の魅力を同世代に伝える取組の推進

- ・同世代で本を紹介し合う取組により中・高校生の読書活動を活性化させるため、県教育委員会（社会教育課）において、ビブリオバトルの県大会を学校図書館協議会及び県立図書館と協力して開催しました。
 - 『ビブリオバトル指導者研修会』県内6地区で開催(平成28年度:社会教育課)
 - 『高等学校ビブリオバトル大分県大会』年1回(平成27年度～:社会教育課)
 - 『中学校ビブリオバトル大分県大会』年1回(平成28年度～:社会教育課)

<参考資料>

1. 用語解説（50音順）

○N I E【Newspaper in Education】（p. 25）

学校などで新聞を授業の教材として活用すること。

○L Lブック（p. 16）

文字を読むことや、本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるよう、ふりがなや絵文字、大きな絵や写真を使うなど理解しやすい工夫をした本。

○大分県図書館情報ネットワーク【OLIB】（p. 16）

大分県立図書館のホームページからアクセスできる、県内の公立図書館、学校図書館向けの県立図書館蔵書検索及び予約システム。

○学校図書館図書標準（p. 4）

文部科学省が、公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、学校規模に応じて定めた図書の標準冊数。

○子ども司書（p. 5）

大分県において、子どもの読書活動の推進を図る目的で育成している子ども読書リーダー。1年間の子どもの司書修行を経て、県から認定される。子どもから子どもへ読書の楽しさを伝える取組。

○子ども読書の日（p. 14）

「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」第10条に基づき、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられた啓発日。毎年4月23日。

○子どもゆめ基金（p. 20）

（独）国立青少年教育振興機構に設置され、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動等の振興を図る活動に対して助成を行うもの。

○ストーリーテリング（素話）（p. 14）

語り手が昔話や物語を覚えて、聞き手に語り聞かせること。

○地域学校協働活動推進員（p. 18）

地域学校協働活動を推進するためのコーディネーターの役割をもつ地域住民。教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報共有や地域住民等に対する助言等を実施。

○読書会（集団読書）（p. 25）

数人で集まり、本の感想を話し合う活動。同じ本を読む、異なる本を読む、事前に読む、その場で読む等、様々な方法がある。読書会をすることで、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

○パネルシアター (p. 14)

白や黒の起毛した布地を張ったパネル（舞台）に、不織布で作った人形や絵を貼ったり外したり動かしたりしながら、話の内容に沿って演じる、動く紙芝居のようなもの。

○ビブリオバトル（知的書評合戦） (p. 5)

おもしろいと思った本を持ち寄り、5分間で本を紹介、2.3分間全員でディスカッションをする。全員の発表が終わったら、「どの本が一番読みたくなったか」を基準にチャンプ本を決める活動。

○ブックスタート (p. 12)

乳幼児健康診断などの機会に、赤ちゃんと保護者に対し、親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す取組。

○ブックトーク (p. 25)

一つのテーマにそって、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

○ペア読書（リーディング・バディ） (p. 25)

二人組で行う読み聞かせ活動。高学年の児童と低学年の児童など、ペアになって本を読み聞かせる取組。

○放課後子供教室 (p. 18)

地域住民等による小学校や公民館等での放課後の学習支援、体験機会の提供をおこなうもの。

○放課後児童クラブ (p. 18)

保護者が昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して遊びや学習の場を与え、その健全な育成を図るもの。

○マルチメディアDAISY（デイジー） (p. 16)

文字、音声、絵を同時に再生できるデジタル録音図書のこと。パソコンを使って再生し、読むスピードや文字の大きさ、色を変えることもできる。

○幼年童話 (p. 10)

絵本と児童書の間になる図書。自分で長めのお話を読めるようになり、絵本では物足りなくなった時期の子どもたちに適した童話。

○レファレンス（レファレンスサービス） (p. 9)

仕事や日常生活、研究のうえで何か調べものをする利用者に、図書館員が必要な資料や情報を入力するお手伝いをするサービスのこと。

2. 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

3. 第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(国)概要

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

趣旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018~2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

主な現状

<児童用図書の出借冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

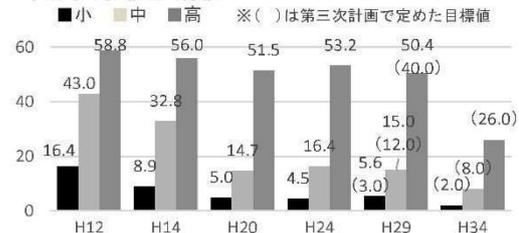
	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)

専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

学習指導要領の改訂

(平成29,30年公示) 総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。

分析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

計画改正の主なポイント

- ① **読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進**
 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等
 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等
 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書等
 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書等
- ② **友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実**
 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動
- ③ **情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析**
 スマートフォンの利用と読書の関係等

推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率

- ◆第三次基本計画で定めた目標
市：100% 町村：70%
- ◆平成28年度実績
市：88.6% 町村：63.6%

※H29末目標

※第四次計画でも引き続き達成を目指す

- 市町村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携等
- 都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言等
- 国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等)等

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

- ポイント：** ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

家庭

- ◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
 - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡す**ブックスタート**
 - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す**家読(うちどく)** 等

学校等

【幼稚園・保育所等】

- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校、中学校、高等学校等】

- ◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
 - ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実(学校図書館の計画的な利活用)
 - ・障害のある子供の読書活動の促進
- ◆読書習慣の形成、読書の機会の確保
 - 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等
- ◆学校図書館の整備・充実
 - ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
 - ・学校図書館図書標準の達成
 - ・情報化の推進
 - ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

地域

- ◆図書館未設置市町村における設置
設置率(H27)：市98.4%、**町61.5%**、**村26.2%**
- ◆図書館資料、施設等の整備・充実
 - 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等
- ◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施
 - ・読み聞かせ会等の企画・実施
 - ・インターネット等を活用した情報提供
- ◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実
- ◆学校図書館やボランティア等との連携・協力
 - ・学校図書館や地域の関係機関との連携
 - ・ボランティア活動の促進
 - ・地域学校協働活動における読書活動の推進

子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
 - 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル) 等

民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

普及啓発活動

- ◆「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆優れた取組の奨励(地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等)

4. 県内公立図書館等一覧

(令和2年3月現在)

No	館名	郵便番号	所在地	電話番号
1	大分県立図書館	870-0008	大分市王子西町14番1号	097-546-9972
2	中津市立小幡記念図書館	871-0056	中津市1366番地1	0979-22-0679
3	中津市立三光図書館	871-0102	中津市三光成恒437番地2	0979-43-2032
4	中津市立本耶馬溪図書館	871-0202	中津市本耶馬溪町曾木1800番地	0979-52-3033
5	中津市立耶馬溪図書館	871-0405	中津市耶馬溪町大字柿坂520番地	0979-54-3111
6	中津市立山国図書館	871-0712	中津市山国町守実130番地	0979-62-2141
7	豊後高田市立図書館	879-0605	豊後高田市御玉101番地1	0978-25-5115
8	宇佐市民図書館	879-0453	宇佐市大字上田1017番地の1	0978-33-4600
9	宇佐市民図書館安心院分館	872-0521	宇佐市安心院下毛2130番地	0978-44-2800
10	宇佐市民図書館院内分館	872-0332	宇佐市院内町山城39番地	0978-42-6800
11	杵築市立図書館	873-0002	杵築市大字南杵築268番地1	0978-62-4362
12	杵築市立図書館山香図書室	879-1307	杵築市山香町野原1010番地2	0977-75-1055
13	杵築市立図書館大田図書室	879-0901	杵築市大田石丸445番地	0978-52-3111
14	別府市立図書館	874-0942	別府市千代町1番8号	0977-23-2453
15	国東市くにさき図書館	873-0503	国東市国東町鶴川160番地2	0978-72-3500
16	国東市国見図書館	872-1401	国東市国見町伊美2225番地1	0978-82-1585
17	国東市武蔵図書館	873-0412	国東市武蔵町古市1131番地1	0978-69-0946
18	国東市安岐図書館	873-0202	国東市安岐町瀬戸田740番地1	0978-67-3551
19	日出町立図書館	879-1506	速見郡日出町3244番地1	0977-72-3232
20	大分市民図書館	870-0839	大分市金池町1丁目5-1	097-576-8241
21	大分市民図書館コンパルホール分館	870-0021	大分市府内町1丁目5番38号	097-538-3500
22	臼杵市立臼杵図書館	875-0041	臼杵市大字臼杵6番地の16	0972-62-3405
23	臼杵市立臼杵図書館野津分館	875-0201	臼杵市野津町大字野津市184番地	0974-32-3317
24	津久見市民図書館	879-2431	津久見市大友町5番15号	0972-85-0080
25	由布市立図書館	879-5506	由布市挾間町挾間104番地1	097-586-3150
26	由布市立図書館庄内分館	879-5413	由布市庄内町大龍1400番地	097-582-0214
27	由布市立図書館湯布院分館	879-5102	由布市湯布院町川上3758番地1	0977-84-2604
28	佐伯市立佐伯図書館	876-0843	佐伯市中の島2丁目20番地33号	0972-24-1010
29	竹田市立図書館	878-0013	竹田市大字竹田1979	0974-63-1048
30	豊後大野市図書館	879-7125	豊後大野市三重町内田881番地	0974-22-7733
31	日田市立淡窓図書館	877-0003	日田市上城内町1番72号	0973-22-2497
32	九重町図書館	879-4803	玖珠郡九重町大字後野上17番地4	0973-76-3888
33	姫島村中央公民館図書室	872-1501	東国東郡姫島村1630番地1	0978-87-2540
34	玖珠町わらべの館	879-4404	玖珠郡玖珠町大字森868番地2	0973-72-6012

第4次大分県子ども読書活動推進計画の概要

1 策定の趣旨

① 第4次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(国)策定(H30.4)を受けた見直し

- 改正のポイント
- ① 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進
 - ② 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実



② 第3次計画期間中における国の動向への対応

- a 学習指導要領の改訂 主体的・対話的で深い学びの充実
 - b 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行(H28.4)
 - c 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行(R1.6)
- 障がい者への合理的配慮の提供義務、視覚障害者等に対する読書環境の総合的・計画的整備

③ 大分県長期教育計画(「教育県大分」創造プラン2016)中間見直しの反映

大分県長期教育計画の下位計画に位置付け、市町村の読書計画更新の指針とする

④ 第3次大分県子ども読書活動推進計画における目標達成状況や取組の検証

数値目標(指標)の達成状況

- 成果が見られた指標
 - ・公立図書館における児童書貸出冊数の増加。(+1冊)
 - ・全市町村で子ども読書活動推進計画策定完了予定。(R1)
 - ・学校司書の配置校(専任・兼任)が100%になった。
- 不十分だった指標(達成率)
 - ・学校段階が上がるにつれ、月1冊以上本を読む生徒が減少。
 - ・高校における読書が好きな生徒の割合が横ばい。(79.2%)
 - ・中学校で全校一斉の読書活動が進んでいない。(55.3%)
 - ・図書標準を達成する中学校が伸びない。(67.2%)

課題

- ・学校段階が上がるにつれ読書量が減少していることから、各段階に応じた対策が必要。
- ・読書が好きな子どもの割合にあまり変化がないことから、子ども自身が読書の楽しさを感じる機会を充実させる必要がある。
- ・全校一斉の読書活動を実施している中学校や高校が少ないことから、授業などでの学校図書館の活用が求められる。

第3次計画期間において、子どもを取り巻く読書環境は向上した。
第4次計画では、子どもたちの読書に対する関心や意欲を高める取組の充実が求められる。

2 第4次県推進計画策定のポイント

検討委員会:大分県子ども読書活動推進連絡会議

※計画の期間:令和2年度~令和6年度(5年間)

【目標】

- I 生きる力をはぐくむ読書習慣の形成
- II いつでもどこでも質の良い読書に親しめる環境の整備

【重点方針】

- 新規 1 子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成
- 新規 2 子どもの読書への関心・意欲を向上させる取組の充実
- 3 子どもの読書活動を支える人材の育成
- 4 学校・家庭・地域における読書環境の整備と本に親しむ機会の充実
- 5 子どもの読書活動に関する普及啓発活動の推進

1 目指す子どもの姿を明示し(第3章)、発達段階に応じた取組や支援を具体化(第4章)

目指す子どもの姿を明示。(読書を楽しみ、視野を広げ、考えたことを伝え、知識を活用できる子ども)
第3章に発達段階に応じた取組や支援の方向性を示し、第4章で具体的な取組を記載。

2 子どもの読書への関心・意欲を高める取組の充実(第4章)

第4章に異年齢や友人同士で読書への関心を高める取組やその普及啓発の充実を図る取組を記載。
子ども司書の育成やビブリオバトルの普及など県・市町村・学校の連携より取組を進める。

3 子どもの読書活動を支える人材の育成の推進(第4章)

読み聞かせグループ等の読書ボランティアや学校司書や図書館司書の資質向上の取組を記載。
質の高い研修の提供やボランティア団体や学校・公立図書館の情報提供の充実をはかる。

4 学校・家庭・地域における読書環境の整備と本に親しむ機会の充実(第4章)

学校・家庭・地域において、子どもたちが読書に対する関心や意欲を高める取組や支援について記載。
学校では全校一斉読書活動や授業での図書館活用、家庭では親子が共に読書に楽しむ機会の充実
地域では図書館や公民館等での取組に加え、ボランティアや地域学校協働活動推進員との連携を推進
障がいのある子どもの読書環境の整備(大活字本やマルチメディアDAISY図書などの整備)

5 読書への関心を高める普及啓発活動の推進(第4章)

ビブリオバトルや子ども司書育成の推進、「子ども読書の日」のイベントや郷土愛を育む取組の充実

「第4次大分県子ども読書活動推進計画（素案）」に対する県民意見の募集の結果について

○県民意見について（募集期間：令和元年12月24日～令和2年1月23日）

番号	提出者数	ご意見の概要	県の考え方及び反映状況
1	1	<p>第2章1（1）</p> <p>子どもの読書状況の指標1・2について年齢が上がるにつれて数値が下がる理由の一つに児童書から一般書への移行がうまくできていないのではないだろうか。小中高で生徒の個性・発達段階にあった知的好奇心を伸ばす取組と、読書を結びつける仕組みが必要である。</p> <p>・小中高の学校図書館の協同、情報共有、公共図書館との連携、ヒューマンライブラリー</p>	<p>国の第4次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」推進のための主な方策のポイントに「発達段階に応じた取組により読書習慣を形成」とあり、本計画の重点方針にも「子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成」（8頁）を掲げています。また、10頁に方向性を示し、第4章で具体的な取組を記載しています。</p>
2	1	<p>第3章2 重点方針1</p> <p>高等学校においても児童期の取組が必要になる場合があります。資料「子どもの発達段階に応じた取組や支援の方向性」の趣旨は緩やかな移行という解釈をしたい。</p>	<p>資料は一定の方向性を示したものですので、児童生徒の実態を踏まえ、柔軟に活用していただきたいと考えています。</p>
3	1	<p>第4章2 現状と課題</p> <p>専門職員（司書）の長期的な育成が必要。地元の図書館では司書が一定期間で入れ替わり、困ったときに頼れる職員がおらず不便である。</p>	<p>子どもの読書活動を支える人材の育成は重要です。「図書館担当職員（司書）の研修の充実」（15頁）に記載のとおり、市町村立図書館等職員の研修の充実に努めていきます。</p>

4	1	<p>第4章3(2)④</p> <p>学校図書館の整備・充実について</p> <p>将来的には全国学校図書館協議会の「学校図書館メディア基準(案)」に近づけるため確実な対応をお願いしたい。</p>	<p>学校図書館の整備・充実については、「蔵書の整備・充実」(26頁)に記載のとおり、まずは文部科学省が定めた学校図書館図書標準を目標指標とし、図書館の整備を促してまいります。</p>
5	1	<p>第4章3(2)④</p> <p>県立学校の新聞の配備状況はどうか。また新聞はどのように決められるのか?生徒が自発的に読んでいるか実態把握と数値目標が必要である。</p> <p>・新聞社による読み方教室、スマートフォン活用教室</p>	<p>文部科学省調査(平成28年)では県内高等学校の新聞の配備状況は100%で、1校あたり平均2.2紙となっています。</p> <p>計画においては「計画的な資料収集と選定の組織づくり」(26頁)に新聞を含めた資料の選定は、複数の職員からなる組織をつくり、行われるよう学校に働きかけてまいります。</p> <p>「図書館を活用した授業の充実」(25頁)では、新聞を教材として活用する学習活動(NIE等)が展開されることについて記載しています。</p>
6	1	<p>第4章3(2)⑤</p> <p>学校司書の専任配置について、他校や他職種との兼務では職務の遂行に影響が出ることをお伝えする。</p>	<p>前計画では、学校司書の専任配置が高等学校は100%なのに対して、小中学校では46.8%にとどまりました。</p> <p>「学校司書の専任配置の促進」(27頁)に記載のとおり、小学校・中学校への専任配置を市町村へ働きかけてまいります。</p>

7	1	<p>第4章3(2)</p> <p>県内では核となる施設の有無による地域格差が大きく、書店の閉店も増え読書文化の空白地帯が拡大している。学校図書館を地域交流の場として活用できないか。</p>	<p>「学校図書館の適切な開放の促進」(28頁)に記載のとおり、県は学校・地域の実情に応じて学校図書館の地域住民への開放が進むよう促してまいります。この取組がご提案の地域交流の場としても機能していくものととらえています。</p>
8	1	<p>第4章3(2)⑥</p> <p>学校図書館の適切な開放の促進について、学校には誰もいない時間帯にしか図書館に来られない子どもや合理的配慮を要する子どもがいるので、慎重に進めていただきたい。</p>	<p>「学校図書館の適切な開放の促進」(28頁)において、学校図書館の開放については学校教育上支障のないよう、学校長の判断により実態に応じて進めていただくものととらえています。</p>
9	1	<p>人口減少地域では10年先の地域の存続や海外からの労働者との共存について議論しなければならない。図書館のような地域の文化施設に新たな価値を加えて、人の流れを再設計すれば地域に希望が持てる。小さい頃から読書に親しみ、幅広い視点で物事を考えて人と関わることのできる県民を育てていかなければならない。そのためには確実な予算化が必要。</p>	<p>本計画では、幼児期から読書習慣を形成し、発達の過程において読書離れが生じないよう、家庭・地域・学校が取り組むべきことと県の方向性を示しています。</p> <p>地域の図書館はその中核的な施設であることから、講座の開催、相談対応、読書関係者の交流など幅広い支援をしていくこととしています。</p>

10	1	<p>国の第四次計画の中には、「家読（うちどく）等」という文言が盛り込まれており、山口県、岡山県、佐賀県は県をあげて「家読」を推進している。県では、読書日記を作成しているが、これを転用する形で家読の推進を図ってはどうか。</p>	<p>子どもを中心に家族で同じ本を読み、感想などを語り合う「家読」は、親子読書として取り組んでいる学校もあり、「読書日記」も活用していただいています。ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正後】</p> <p>第4章1（1）①ア)</p> <p>県は、家庭教育や子育て支援に関する講座等の機会に、読書活動の重要性や図書館の利用方法、読み聞かせや家読（うちどく）の方法などについて紹介を行い、読書活動への理解や、家庭で読書の時間を持つ取組の普及を促します。</p>
11	1	<p>昨年12月に国立青少年教育振興機構が「子どもの頃の読書活動の効果に関する調査報告（速報版）」を公表し、読書をしているものの方が自己理解力、批判的思考力、主体的行動力が高かったと考察しています。第3次計画で不十分だった指標に働きかけるため、この調査報告書をどこかに反映してもらいたい。</p>	<p>計画策定の趣旨（1頁）の記載にあるように本計画は、読書が子どもの読解力、想像力、表現力など生きる力の基礎を養うものであることに鑑み、子どもたちがあらゆる場所で読書に親しむ環境を整備し、生涯にわたる読書習慣の形成をめざして策定しています。国立青少年教育振興機構の今後の最終報告を注視し、計画を推進していきます。</p>
12	1	<p>他県では民間業者に図書館運営を委託する事例が見られるが、図書館運営には無私哲学が必要であるので大分県での民間業者による図書館運営には反対である。</p>	<p>子どもの読書活動推進に向けて、図書館法に定められた図書館の役割や使命を十分に果たせるよう努めてまいります。</p>

教育庁社会教育課生涯学習推進班

電話 097-506-5526

電子メール a31510@pref.oita.lg.jp